

# 介護保険制度が変わります

問(市)介護保険課

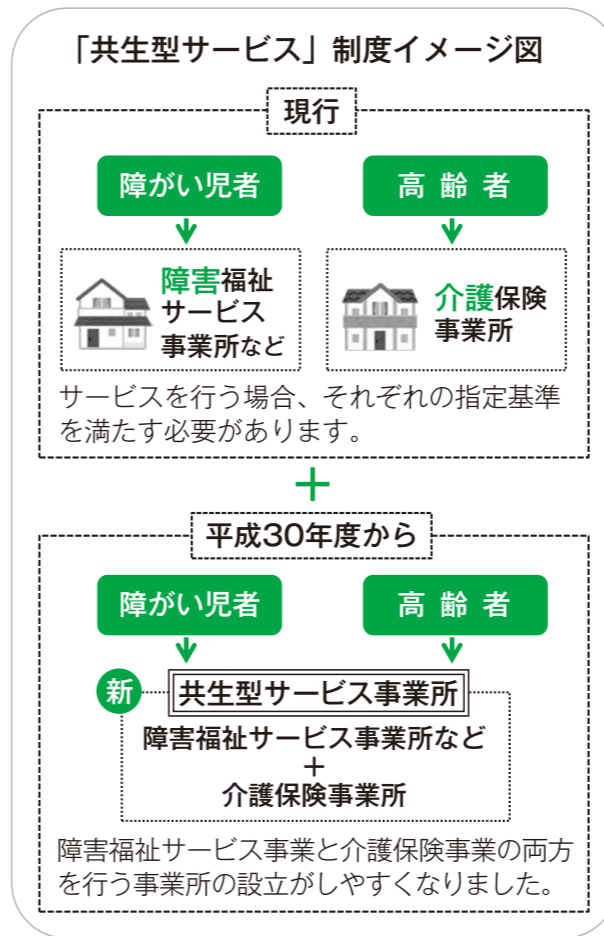
地域全体で高齢者を支える地域包括ケアシステムを推進し、介護保険制度を持続させるため、4月から介護保険制度が改正されました。

## 制度改正のポイント

■介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わります  
介護報酬の改定に伴い、介護保険サービスの金額が変更されたため、同じサービスでも4月から利用した時に支払う負担額が変更されています。

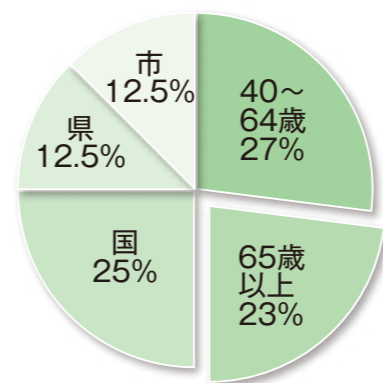
## 新たに「介護医療院」「共生型サービス」制度が創設

日常的な医学管理が必要な重度介護者を受け入れる施設として「介護医療院」、介護保険と障がい者福祉の両方を担う「共生型サービス」が創設されました。  
「共生型サービス」は子ども・高齢者・障がい者などすべての人が地域で暮らす地域共生社会の実現に向けて始まりました。



## ■保険料の財源構成

介護保険の財源の負担割合は、40歳～64歳の方は27%、65歳以上の方は23%となっています。その他、国・県・市が財源を負担しています。



## ■介護保険料基準額

平成30年度の保険料の月額基準額は、5,200円に据え置きます。

## 8月から

65歳以上で現役世代並み所得の方は、利用者負担割合が3割に介護保険の維持継続と負担の公平性の面から利用者負担割合が見直され、これまで2割だった方で特に所得の高い方の負担割合が3割に変更されます。(月額44,400円の負担上限あり)

## ▼対象者

- ①合計所得金額が年220万円以上
- ②年金収入+合計所得金額(年金以外)の合計額が年340万円以上(世帯内に本人以外に第1号被保険者がいる場合は、年463万円)

## 10月から

福祉用具貸与の上限額を設定  
利用者が安心して適正な価格で福祉用具をレンタルできるように、国により全国平均貸与価格が公表され、一定の範囲内で上限額を設定します。



# 後期高齢者医療保険料 平成30・31年度の保険料率をお知らせします

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直します。

## ■兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率

	所得割率	均等割額	賦課限度額
30・31年度	10.17%	48,855円	62万円
28・29年度		48,297円	57万円

## ■保険料の計算方法

年間の保険料は被保険者一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計します。  
(注) 総所得金額等とは収入額から次の控除額を引いた金額です。〔公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費。ただし、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含みません。〕

均等割額	48,855円
+	
所得割額	(総所得金額等(注) - 33万円) × 所得割率 10.17%
保険料額(年額)	(上限62万円)

## ■保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

## ■所得の低い方の軽減(平成30年度)

世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の平成29年中の総所得金額等が一定の金額以下の方は、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合(軽減後均等割額:年額)
基礎控除額(33万円) 世帯内の被保険者全員の各所得(公的年金等控除額を80万円として計算)が0円	9割(注1)(4,885円)
上記以外	8.5割(注1)(7,328円)
基礎控除額(33万円)+27.5万円(注2)×被保険者数	5割(24,427円)
基礎控除額(33万円)+50万円(注3)×被保険者数	2割(39,084円)

(注1) 本来は7割軽減ですが、特例措置により9割または8.5割軽減。  
(注2) 平成29年度の27万円から拡充。(注3) 平成29年度の49万円から拡充。  
・65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定。  
・所得割額の軽減特例措置は平成29年度は2割軽減でしたが、制度の見直しにより廃止。

## ■被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が軽減特例措置により平成29年度は7割軽減されましたが、制度の見直しにより平成30年度は5割軽減となり、年額24,427円です。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた方は対象となりません。均等割額の軽減(9割軽減、8.5割軽減)に該当する方は、それぞれの軽減割合が適用されます。

問・(市)医療保険課  
・兵庫県後期高齢者医療広域連合 ☎078-326-2021



みっきいナビ

相談

健康

人権の目

暮らし

募集

教室・講座

子育て

催し